



第132期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場 所

石川県加賀市熊坂町イ197番地
当社 致遠館 1階大ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

大同工業株式会社

証券コード 6373

身近なところにDID

大同工業株式会社は、製品開発と技術革新を通じて、
日々の暮らしの中で役立つ製品を提供しております。

立体駐車場
(産業用チェーン)

エスカレーター
(産業用チェーン)

工場の製造ライン
(産業用チェーン、
搬送システム等)

福祉機器
(いす式階段昇降機、
車いす用階段昇降機)

ごみ処理施設
(コンベヤシステム)

トラクター
(農業機械用
ホイール)





■ トップメッセージ



株主の皆様へ

私たちは、創業以来、社会の要請に応じて、技術の革新と事業創造を続けてまいりました。これからの更なる激動の時代に挑むため、新たに策定した「フィロソフィー」(Mission、Vision、Value)の体現と、長期ビジョンである「DID MUGENDAI SMILE VISION 2035」の実現を目指します。

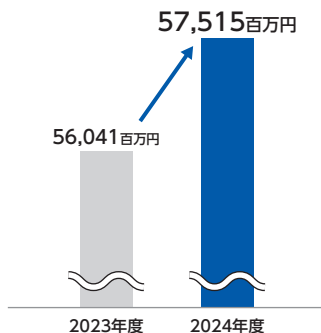
また、地球のすみずみに「喜び」と「可能性」と「未来の自然環境」を提供することで、イノベーションによる社会課題の解決に向けた取り組みを加速させ、持続可能な社会の実現へ貢献することを通じて、持続的に成長してまいります。

代表取締役社長 新家 啓史

新中期経営計画の進捗 (2024年度～2026年度)

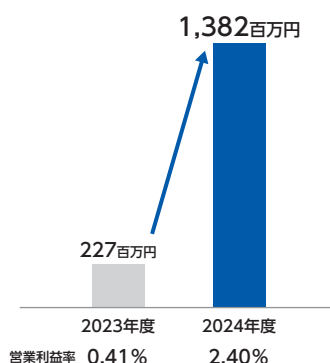
売上高

26年度目標 68,000



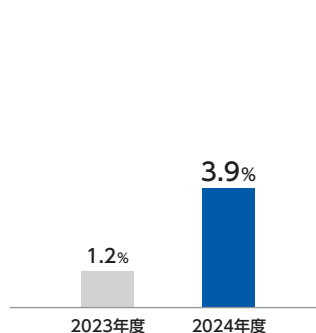
営業利益 (率)

26年度目標 6.50%



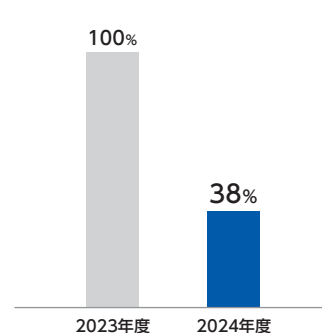
ROE

26年度目標 8%以上



総還元性向

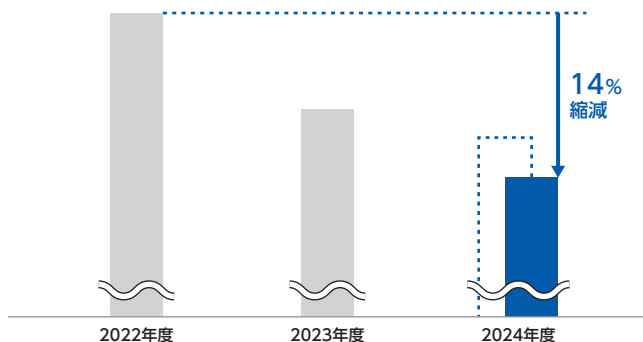
26年度目標 25%以上



政策保有株式の縮減

30年度目標 : 22年度比30%縮減

2024年度目標



※2022年度の株価をベースに算出

資本政策 (株主還元) に関する取り組み

2024年度において、22万株以上の自己株式を取得しました。

引き続き、機動的な資本政策の遂行と更なる株主還元策を推進します。

最新のIR情報はHPをご覧ください。

<https://www.did-daido.co.jp/ir/index.html>



証券コード 6373
2025年6月6日

株 主 各 位

石川県加賀市熊坂町イ197番地
大同工業株式会社
代表取締役社長 新家 啓 史

第132期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第132期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2025年6月23日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.did-daido.co.jp/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「投資家向け情報」「株主総会情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大同工業」又は「コード」に当社証券コード「6373」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

記

1. 日 時 2025年6月24日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所 石川県加賀市熊坂町イ197番地
当社 致遠館 1階大ホール(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第132期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第132期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第3号議案 当社と株式会社椿本チエインとの株式交換契約承認の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎会社法改正により、電子提供措置事項について前記インターネットの各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ・事業報告の「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ・連結計算書類に係る会計監査報告
 - ・計算書類に係る会計監査報告
 - ・監査等委員会の監査報告
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を前記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎決議通知とともに郵送しております「期末報告書」「株主通信」につきましても、主要な情報は当社ウェブサイトに表示させていただいており、紙資源の節減などの観点から、その内容の一部を本書に包含し、今後の発行は取りやめることといたしました。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

下記の案内に従って、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

スマートフォンのみ
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

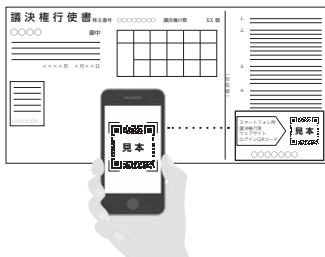
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

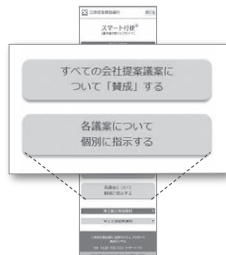
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

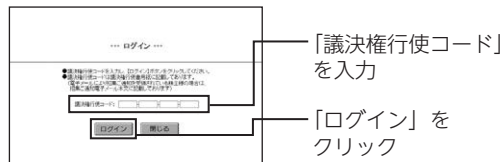
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

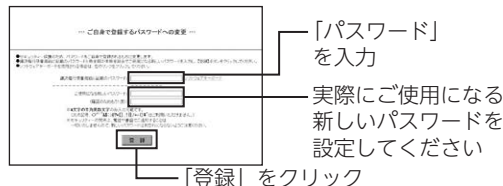
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策と位置づけ、安定した配当の維持を基本とし、通期の業績、経営環境並びに中長期的な財務体質の強化等を総合的に勘案して配当を行う方針といたしております。

上記方針に基づき、剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第132期の期末配当金につきましては、当期の業績並びに今後の成長に備えるための内部留保の必要性等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類	金銭
② 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 25円 総額 253,724,900円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年 6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保金につきましては、今後の事業拡大に向けた設備投資や技術革新に対応する研究開発活動等に有効活用するため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 500,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 500,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査等委員会は相当であると判断しており、特段の意見はございませんでした。また、当社は本議案につきまして、東京証券取引所に独立役員として届け出ている社外取締役を委員の過半数とし、かつ委員長とする任意の指名・報酬委員会における審議及び答申を経た上で、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	(ご参考)	
		現在の当社における 地位及び担当	当期における 取締役会への出席状況
1	あら や 新 家 ひろ ふみ 啓 史 再 任	代表取締役社長 執行役員 CEO	15回中15回 (100%)
2	さな だ 眞 田 まさ のり 昌 則 再 任	常務取締役 執行役員 管理本部長	15回中15回 (100%)
3	いし むら 石 村 と し お 外 志 雄 再 任	取締役 執行役員 産機事業本部長	15回中15回 (100%)

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日) 性 別	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
1	あら や ひろ ふみ 新 家 啓 史 (1971年8月20日生) 男 性 再任	2002年 4 月 当社 入社 2004年 9 月 当社 営業本部営業統括担当部長 2005年 6 月 当社 四輪事業部四輪技術営業部長 2007年 6 月 当社 執行役員 2008年 4 月 DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.代表取締役社長 2010年 4 月 D.I.D ASIA CO.,LTD.代表取締役社長 2010年 9 月 DAIDO INDIA PVT.LTD.代表取締役社長 2011年 6 月 当社 取締役 当社 技術開発本部長 2013年 6 月 当社 常務取締役 当社 二輪四輪事業部管掌 DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.取締役副会長 2015年 6 月 当社 代表取締役副社長 当社 技術開発本部管掌 DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.取締役会長(現任) 2017年 6 月 当社 経営戦略本部管掌 当社 開発本部管掌 2019年 6 月 当社 代表取締役社長 (現任) 当社 内部統制監査室管掌 2021年 6 月 当社 マーケティング戦略室長 2024年 6 月 当社 執行役員 (現任) 当社 CEO (現任) (重要な兼職の状況) DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.取締役会長	17,304株
[取締役候補者とした理由等] 同氏は、当社グループにとって重要な地域であるアジアにおいて、当社海外子会社の代表取締役社長をはじめとする要職を歴任しており、当社グループ経営における豊富な経験と実績を有しております。現在は当社代表取締役として、成長市場・成長分野の開拓及び当社事業領域・技術領域の拡大に向け陣頭指揮を執っており、これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日) 性 別	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
2	さな だ まさ のり 眞 田 昌 則 (1962年1月7日生) 男 性 再 任	1984年 4 月 当 社 入 社 2005年 6 月 当 社 管理本部総務部長 2007年 6 月 当 社 経営企画室長 2013年 6 月 当 社 執行役員 当 社 管理本部長 2015年 6 月 DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.代表取締役社長 2019年 6 月 当 社 上席執行役員 当 社 管理本部長 2020年 6 月 当 社 取締役 2021年 6 月 当 社 経営管理本部長 2022年 6 月 当 社 管理本部長（現任） 2024年 6 月 当 社 常務取締役（現任） 当 社 執行役員（現任）	6,937株
	[取締役候補者とした理由等] 同氏は、長年にわたり管理部門及び経営企画部門の中核を担っており、財務及び会計に関する深い知見を有しております。また、海外子会社の代表取締役を務め、当社グループ経営における豊富な経験と実績を有しております。現在は常務取締役として管理本部長を務めており、これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
3	いし むら と し お 石 村 外 志 雄 (1961年10月15日生) 男 性 再 任	1984年 4 月 当 社 入 社 2004年12月 当 社 AS事業部担当部長 2005年 6 月 当 社 経営企画室付担当部長 株式会社D.I.D 産機営業担当部長 2009年 6 月 株式会社D.I.D 産機営業部長 2011年 6 月 株式会社D.I.D 取締役 2017年 6 月 当 社 執行役員 当 社 産機事業部長 2019年 6 月 当 社 上席執行役員 2020年 6 月 当 社 取締役（現任） 2022年 6 月 当 社 M&S本部長 2024年 6 月 当 社 執行役員（現任） 当 社 産機事業本部長（現任）	4,649株
	[取締役候補者とした理由等] 同氏は、長年にわたり産機事業の中核を担っており、営業部門において豊富な業務経験と知見を有しており、また、国内子会社の取締役を務める等、経営に関する優れた能力と見識を有しております。現在は取締役として産機事業本部長を務めており、これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

- (注) 1. 候補者新家啓史氏は、DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.の取締役会長を兼務しており、同社は当社と同一の部類に関する事業を行っており、当社は同社と製品（チェーン等）の取引関係があります。また、当社は同社に対し資金の借入保証を行っております。
2. その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 株式会社D.I.Dは、当社連結子会社でしたが、2018年4月1日付で当社に吸収合併されております。
4. 当社は、保険会社との間で取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2.(3)会社役員の状況」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されたと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

(注) 本招集通知記載の候補者を原案通りご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

氏 名		企業経営 経営戦略	マーケティング・営業	製造・IT・ 研究開発	財務・ファイナンス	法務・リスクマネジメント	人事労務・人材開発	グローバル 経 験	E S G ・ サステナ ビリティ
取締役	新 家 啓 史	●	●	●	●	●		●	●
	眞 田 昌 則	●			●	●	●	●	●
	石 村 外志雄		●	●					
監査等委員	梶 谷 清 浩			●		●			●
	坂 下 清 司	社外 (独立)			●	●			●
	武 市 祥 司	社外 (独立)		●					
	山 本 美 帆	社外 (独立)	●				●	●	●
	秋 元 潤	社外 (独立)	●		●	●	●	●	

第3号議案 当社と株式会社椿本チエインとの株式交換契約承認の件

当社及び株式会社椿本チエイン（以下「椿本チエイン」といい、当社と椿本チエインを総称して、以下「両社」といいます。）は、2025年5月14日付の両社の取締役会決議により、両社間で経営統合を実施すること及び椿本チエインを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、2025年5月14日、両社間で経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）及び株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約のご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本株式交換は、椿本チエインにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、当社においては、本株主総会の決議による本株式交換の承認を得た上で、日本及びタイにおいて適用がある競争法に基づく関係当局の承認等を条件として、2026年1月1日を効力発生日として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、2025年12月29日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において上場廃止（最終売買日は2025年12月26日）となる予定です。

本株式交換を行う理由及び本株式交換の内容の概要等は以下のとおりです。

1. 株式交換を行う理由

つばきグループ（椿本チエイン、椿本チエインの子会社78社及び関連会社8社で構成される企業グループをいいます（2025年3月31日現在）。以下同じです。）は、祖業であるチェーン事業に加え、モーションコントロール事業、モビリティ事業及びマテハン事業の4事業を中心に事業を展開し、これまで積極的に他社との提携を進めてまいりました。椿本チエインは、2006年にプラスチックチェーンを製造・販売する山久チエイン株式会社、2010年にはケーブル・ホース支持案内装置を製造・販売するKABELSCHLEPP GmbH、2012年には金属切屑搬送・クーラント処理装置などを製造・販売するメイフラン・ホールディングスグループ及び2018年にはマテハンシステムを製造・販売するCentral Conveyor Company, LLCをそれぞれ連結子会社化しており、自社での事業拡大とともに他社との統合によってシナジーを発揮し、成長を実現してまいりました。

一方、当社グループ（当社、当社の子会社20社及び関連会社6社で構成される企業グループをいいます（2025年3月31日現在）。以下同じです。）は、1903年に設立された新家商會を起源とし、1933年に国益チエイン株式会社として設立され、1938年に現在の社名である大同工業株式会社へ改称し、現在は二輪部品事業を中心に、自動車部品事業、産機事業及び福祉機器等の製品販売並びにそれらに関連するサービス等の提供を行っております。また、当社グループは、現在に至るまで、日々変化する社会からの要請に応じて価値ある製品を提供し続けてきたことで、二輪車用のチェーン製造・販売の国内トップメーカーとしての地位を確立してまいりました。

昨今、国内チェーン業界においては、外国資本の流入増加など、市場環境の変化を受け業界再編が進んでおります。また、中国及び韓国のチェーンメーカーが国内主要展示会でのプロモーションを中心に日本市場への参入を積極化しており、両社の顧客においても中国及び韓国のチェーンメーカーを調達先として検討するケースが散見されるようになっております。また、米国、欧州においてもチェーンメーカーの再編、統合が活発に進んでおり、両社は、グローバルでの競争がさらに厳しくなると考えております。加えて、両社は、温室効果ガス削減に代表される市場の脱炭素社会実現に向けた要求に対応することが求められており、大きな事業環境の変化も生じております。

このような状況の中、椿本チエインは、当社との経営統合により両社の総合力を結集し、グローバル市場における競争力の強化を図ることが、日本の産業を守り、ひいては世界の産業の発展にも資すると考え、社内で検討を重ねてまいりました。椿本チエインにおける検討の結果、椿本チエインを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実行することで、両社の経営資源を融合し、効率的な運営体制の構築、グループ全体の収益力向上及び経営の強化が可能になるとの結論に至りました。椿本チエインは、両社が中長期の経営ビジョンに多くの共通点を有しており、環境負荷の低減、カーボンニュートラル実現に向けた革新的な製品開発の分野においても、経営資源の融合により、その実現性が高まると判断しております。加えて、椿本チエインは、椿本チエインの株主の皆様及び当社の株主の皆様の利益への影響等も含めた多角的な観点から当社との経営統合に関するストラクチャーを総合的に検討した結果、当社を株式交換により完全子会社化し、組織体制の最適化、情報集約による事業機会の拡大、各拠点における重複業務の集約化、最適な財務戦略等を実現することが、両社の企業価値向上を目指す上で最善であるとの結論に至り、2024年12月13日に、椿本チエインから当社に対し、本株式交換を前提とした経営統合の提案を行いました。

当社は、椿本チエインから上記提案を受けて、本株式交換に係る具体的な検討を開始いたしました。また、当社は、本株式交換の具体的な検討を開始するに際し、当社及び椿本チエインから独立した立場で本株式交換の検討を行うことで、本株式交換に対する当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、2024年12月20日に、椿本チエインとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、併せて外部専門家を起用する等の具体的な検討に向けた体制を整備いたしました。当該体制のもと、椿本チエインからの提案について慎重に検討した結果、当社は、本株式交換により、両社グループの有する人材、資産、技術、ノウハウ等の経営資源を相互に活用し、両社グループ全体での最適な財務戦略を実現することにより、新たな事業機会の創出を可能とし、ひいては両社グループの中長期的な視点に立った経営戦略を機動的に実現することが可能となるため、本株式交換は当社の企業価値向上に資するとの認識に至りました。本株式交換を通じた経営統合によるシナジー・両社のメリットについては、以下を想定しております。

(1) 海外ビジネスの拡大

椿本チエインは、北米、欧州、中国、台湾で一般産業用チェーンの製造を行っておりますが、今後の市場拡大が期待できるインド、南米、アフリカに代表されるグローバルサウス市場への本格的進出を進めるなか、当社はまさにそのグローバルサウス市場に製造拠点を持っていることから、同市場でのより一層の事業拡大をともに実現できると考えております。また、当社にとっても、北米、欧州においては、椿本チエインの強力なビジネス基盤を活用することで、当社製品の販路拡大等、両社の強みを生かした海外展開が可能になるものと考えております。加えて、両社は、アフリカや中東といった今後市場の発展、拡大が期待される地域に、両社が共同して展開することで更なるグローバル展開が可能になるものと考えております。

(2) 既存事業におけるクロスセル

当社の二輪事業製品及び一般産業用シールチェーンを始めとした開発製品のつばきグループの販売網を活用した販売拡大や椿本チエインのトップチェーン、モーションコントロール製品など一般産業用製品の当社販路での販売、椿本チエインの食品・飲料業界向けコンベヤシステム技術と当社のバキューム搬送コンベヤ技術の協業といった、両社の強みを生かしたクロスセルが可能となるものと考えております。

(3) 新規事業・共同開発

椿本チエインでは、社会課題の解決に貢献する商品を「サステナブルプロダクト」として認定し、その開発・販売を強化しております。具体的には、バイオマス発電用木屑・燃料搬送コンベヤ、V2X対応充放電装置、電動アシスト3輪自転車といった環境貢献が可能な「エコプロダクト」、自動仕分け装置、無人搬送台車、アークチェーンアクチュエータといった社会貢献が可能な「ソーシャルプロダクト」が挙げられます。また、当社においても、電動バイクやマイクロ水力発電機の開発など「サステナビリティ貢献製品」の開発に注力しており、従前より取り組んでいる福祉機器関連事業についても更なる事業拡大を目指しており、本株式交換により椿本チエインと協働してこれらの「サステナブルプロダクト」の共同開発が可能となります。

また、技術面では、両社のチェーンに関する製品、生産、製造の技術を合わせることでより新たな製品を創出し、グローバルチェーン市場における地位の更なる向上が可能と考えております。さらに、両社は、製造段階における二酸化炭素の排出削減、排熱の利用といった課題にも共同して取り組んでいけるものと考えております。

上記の本株式交換による事業上のシナジーに加えて、本株式交換後は、当社の少数株主の皆様には当社グループを含めた椿本チエインの株主として、当社グループとつばきグループのシナジーによる企業価値の向上を経済的に享受していただくことが可能になると考えております。さらに、上場会社として必要となる体制整備の対応やそのコスト負担が大きくなる中、当社における

上場維持に係る業務負担及びコストの削減にもつながると考えております。

一方で、本株式交換を通じて当社は上場廃止となり、一般的な上場のメリットとして挙げられるエクイティファイナンスによる資金調達手段の多様化、信用力の向上及び採用活動への好影響、会計監査を受けることによる財務への信頼性の向上等のメリットを失うこととなります。しかし、当社は、つばきグループの一員として、同グループのグループファイナンスを活用して資金調達を行うことが可能となるため、エクイティファイナンスの手段がなくなることによる資金調達へのデメリットは実質的にないものと考えられること、東京証券取引所プライム市場に上場する椿本チエインが当社の完全親会社となることから当社の上場廃止によって社会的信用力が低下するリスクは低く、人材採用等への悪影響は小さいと考えられること、椿本チエインの完全子会社となった後もつばきグループ連結の会計監査の対象となることから財務への信頼性の維持は可能であると考えられることなど、上場廃止に伴うデメリットは極めて限定的であり、本株式交換の実現に伴うメリットの方がはるかに大きいと考えております。また、椿本チエインは、本株式交換後、つばきグループの一員として、当社及びその子会社の従業員の雇用を原則として維持し、既存の雇用条件を実質的に下回らないよう努める所存です。当社及びその子会社の従業員は、東京証券取引所プライム市場に上場するつばきグループの一員として業務に従事することとなるほか、これまで以上に幅広い業務に従事することも可能となり、従業員のモチベーションは一層向上するものと考えております。

以上の点を踏まえて、両社において慎重に検討した結果、両社は本株式交換によって当社が椿本チエインの完全子会社になることが、両社の企業価値向上に資するものであるとの認識で一致したことから、本株式交換比率（下記３．「交換対価の相当性に関する事項」（１）「交換対価の総数の相当性に関する事項」①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注１）「株式の割当比率」に定義します。）を含む諸条件についての検討及び協議を経て合意に至り、2025年5月14日、両社の取締役会において、それぞれ、椿本チエインが当社を完全子会社化することを目的として本株式交換を実施することを決議し、本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。

2. 株式交換契約の内容の概要

当社及び椿本チエインが2025年5月14日付で締結した本株式交換契約の内容は以下のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社椿本チエイン（以下「甲」という。）及び大同工業株式会社（以下「乙」という。）は、2025年5月14日付で、以下のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社椿本チエイン

住所：大阪府大阪市北区中之島三丁目3番3号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：大同工業株式会社

住所：石川県加賀市熊坂町イ197番地

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の株式に代わり、その保有する乙の株式の数の合計数に0.65を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の株式1株につき、甲の普通株式0.65株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める金額とする。

第5条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年1月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（本契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

第7条（剰余金の配当等）

1. 甲は、2025年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、その株式1株当たり50円を限度とした剰余金の配当を行うこと、及び、2025年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、その株式1株当たり50円を限度とした剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2025年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、その株式1株当たり25円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 前二項に定めるものを除き、甲及び乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾がない限り、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、かつ、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（甲が2025年5月14日付で公表する「自己株式取得に係る事項の決定に関するプレスリリースに記載の自己株式取得及び適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）を行わないものとする。

第8条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時の直前の時点までにおいて乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時の直前の時点において消却する。

第9条（事業運営及び財産管理）

甲及び乙は、本契約の締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、自ら及びその子会社をして、企業価値を向上すべく、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれ、自ら並びに自らの子会社及び関連会社の企業価値を毀損する行為を行わず、又は行わせないものとする（ただし、本契約において企図されている行為を除く。）。

第10条（本契約の変更及び解除）

本契約の締結日から本効力発生日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じ又は明らかとなった場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、(i) 本契約につき甲の株主総会において承認が得られない場合（ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき甲の株主総会の承認が必要となった場合に限る。）、(ii) 本契約につき乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(iii) 国内外の法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき甲又は乙が本株式交換に関して行う届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含む。）、並びに(iv) 前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第12条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約に関連する甲と乙との間の一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

以上の合意を証するため、本契約書の正本2通を作成し、各当事者は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2025年5月14日

甲： 大阪府大阪市北区中之島三丁目3番3号
株式会社椿本チエイン
代表取締役社長 木村 隆利

乙： 石川県加賀市熊坂町イ197番地
大同工業株式会社
代表取締役社長 新家 啓史

3. 交換対価の相当性に関する事項

（1）交換対価の総数の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	椿本チエイン (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.65
本株式交換により 交付する株式数	椿本チエインの普通株式：6,558,107株（予定）	

（注1）株式の割当比率

当社株式1株に対して、椿本チエインの普通株式（以下「椿本チエイン株式」といいます。）0.65株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において椿本チエインが保有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する椿本チエイン株式の数

椿本チエインは、本株式交換に際して、本株式交換により椿本チエインが当社の発行済株式（ただし、椿本チエインが保有する当社株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、椿本チエインを除きます。）に対し、その保有する当社株式に代えて、その保有する当社株式の数の合計に0.65を乗じて得た株数の椿本チエイン株式を交付いたします。

また、椿本チエインが交付する株式の全ては、椿本チエインが2025年5月14日時点で保有する自己株式及び椿本チエインが2025年5月14日以降に新たに取得する自己株式の一部を充当する予定です。椿本チエインによる2025年5月14日以降の新たな自己株式の取得に関しては、2025年5月14日開示の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」をご参照ください。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、椿本チエインの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、椿本チエインの定款及び株式取扱規則の定めるところにより、椿本チエイン株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項の規定並びに椿本チエインの定款の規定及び株式取扱規則に基づき、椿本チエインの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を椿本チエインから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、椿本チエインの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを椿本チエインに対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の椿本チエイン株式の交付を受けることとなる当社の株主の皆様に関しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する椿本チエイン株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及び椿本チエインは、本株式交換比率の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しました。椿本チエインは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ法律事務所」といいます。）を選定し、当社はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

椿本チエインにおいては、下記（3）「株式交換完全子会社の株主の利害を害さないようにした留意事項」の①「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、椿本チエインのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券から2025年5月13日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、椿本チエインが当社に対して2025年2月中旬から4月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、椿本チエインの株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記（3）「株式交換完全子会社の株主の利害を害さないようにした留意事項」の①「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるS M B C日興証券から2025年5月13日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言、当社が椿本チエインに対して2025年2月中旬から4月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果、椿本チエインとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成さ

れる本特別委員会からの指示、助言及び2025年5月13日付で受領した答申書（詳細については、下記（3）「株式交換完全子会社の株主の利害を害さないようにした留意事項」の①「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、当社は、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、当社及び椿本チエインは、両社がそれぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、当社及び椿本チエインは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

(イ) 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

椿本チエインの第三者算定機関である野村證券、当社の第三者算定機関であるSMB C日興証券はいずれも、当社及び椿本チエインから独立した算定機関であり、当社及び椿本チエインの関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、SMB C日興証券は株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）とともに株式会社三井住友フィナンシャルグループの一員であり、三井住友銀行は両社との間で通常の銀行取引の一環としての融資等の取引を行っておりますが、本株式交換に関して両社との利益相反に係る重要な利害関係を有していません。SMB C日興証券によれば、SMB C日興証券の社内においては、ファイナンシャル・アドバイザー業務及び両社の株式の価値算定業務を担当する部署と同社のその他部署との間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じている他、SMB C日興証券と三井住友銀行との間において情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制が構築されているとのことであり、当社がSMB C日興証券に対して両社の株式価値の算定を依頼することに関し公正性の観点から問題はないと考えられることから、当社はSMB C日興証券を両社から独立した第三者算定機関として選定いたしました。

(ii) 算定の概要

(a) 野村證券による算定

野村證券は、椿本チエインについては、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また、比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、2025年5月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法では、椿本チエインが作成した2025年3月期から2030年3月期の財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした椿本チエインの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

当社については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また、比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、DCF法を採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、2025年5月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法では、当社より受領し、椿本チエインによる確認の上、野村證券に提供された2025年3月期から2029年3月期の財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、二輪事業及び産機事業における高付加価値商品の販売強化による限界利益率の改善により、営業利益については2025年3月期から2029年3月期まで各前年度対比で大幅な増益を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価手法における椿本チエイン株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.42～0.47
類似会社比較法	0.09～1.15
D C F 法	0.24～0.88

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。椿本チエインの財務予測その他将来に関する情報については、椿本チエインの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は2025年5月13日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、椿本チエインの取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

(b) S M B C 日興証券による算定

S M B C 日興証券は、当社及び椿本チエインがそれぞれ東京証券取引所プライム市場及びスタンダード市場に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価法（2025年5月13日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場及びスタンダード市場における2025年4月14日から算定基準日までの直近1ヶ月間の平均株価（終値単純平均）、2025年2月14日から算定基準日までの直近3ヶ月間の平均株価（終値単純平均）、2024年11月14日から算定基準日までの直近6ヶ月間の平均株価（終値単純平均）を基に分析しております。）を、また、当社及び椿本チエインがいずれについても比較可能な類似上場会社が存在し、類似上場会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、また、両社の将来の事業活動の状況の評価に反映するためD C F 法を採用して算定を行いました。

各評価方法による椿本チエイン株式1株に対する当社株式の算定レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.42～0.47
類似会社比較法	0.14～0.72
DCF法	0.57～1.37

S M B C日興証券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及びS M B C日興証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社並びにその関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社から提供若しくは開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。なお、S M B C日興証券がDCF法による算定の前提とした樺本チエインの財務予測においては、大幅な増減益が見込まれている事業年度は含まれておりません。また、当社の財務予測においては、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には二輪事業及び産機事業における高付加価値商品の販売強化による限界利益率の改善により、営業利益については2025年3月期から2028年3月期まで各前年度対比大幅な増益を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

（2）交換対価として樺本チエイン株式を選択した理由

当社及び樺本チエインは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である樺本チエイン株式を選択しました。樺本チエインは東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、当社株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると考えております。

なお、本株式交換により、その効力発生日（2026年1月1日（予定））をもって、当社は樺本チエインの完全子会社となり、当社株式は2025年12月29日付で上場廃止（最終売買日は2025年12月26日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引をすることができなくなります。

当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社の株主の皆様には割り当てられる椿本チエイン株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時において当社株式を154株以上保有し、本株式交換により椿本チエイン株式の単元株式数である100株以上の椿本チエイン株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において、154株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆様には、椿本チエイン株式の単元株式数である100株に満たない椿本チエイン株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、椿本チエインに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を椿本チエインから買い増すことも可能です。詳細については、上記（１）「交換対価の総数の相当性に関する事項」①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注３）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記（１）「交換対価の総数の相当性に関する事項」①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注４）「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社株式の株主の皆様は、最終売買日である2025年12月26日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができる他、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

（３）株式交換完全子会社の株主の利害を害さないようにした留意事項

① 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

本株式交換において上場会社である当社が椿本チエインの株式交換完全子会社となることから、当社及び椿本チエインは、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

（ア）独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社及び椿本チエインは、本株式交換における株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、椿本チエインは、当社及び椿本チエインから独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、2025年5月13日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、当社は、当社及び椿本チエインから独立した第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券を選定し、2025年5月13日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。各算定書の概要は上記（１）「交換対価の総数の相当性に関する

事項」②「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の（イ）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換の株式交換比率が椿本チエイン又は当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

（イ）独立した法律事務所からの助言

椿本チエインは、本株式交換に関する法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を2024年10月に選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所は、当社及び椿本チエインとの間で重要な利害関係を有しません。

他方、当社は、本株式交換に関する法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を2024年12月に選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、当社及び椿本チエインとの間で重要な利害関係を有しません。

（ウ）当社における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、2024年12月13日、椿本チエインからの本株式交換の提案を受け、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、当社取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するに先立って、本株式交換に係る当社取締役会の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、2024年12月20日に、椿本チエインとの間で利害関係を有しておらず、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている、当社の社外取締役である坂下清司氏、武市祥司氏、山本美帆氏並びに秋元潤氏の4名により構成される本特別委員会を設置し、本特別委員会に対し、（i）本件株式交換その他の方法を通じた、椿本チエインによる当社株式の非公開化手続（以下「本件取引」といいます。）の目的は合理的（本件取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）と認められるか、（ii）本件取引に係る取引条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか、（iii）本件取引に係る手続の公正性が確保されているか、（iv）上記（i）から（iii）を踏まえ、本件取引が当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、当社取締役会は、本諮問事項の諮問にあたり、本件取引に関する当社取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を適切に理解・把握した上で、これを最大限尊重して行うこと及び本特別委員会がその実施又

は取引条件が妥当でないと判断したときには当社取締役会は当該取引条件による本件取引に賛同しないこととすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、(a) 当社のファイナンシャル・アドバイザー及び法務アドバイザー等（以下「アドバイザー等」と総称します。）の専門家を指名又は承認（事後承認を含む。）する権限、(b) 本特別委員会が必要と認める場合には、本特別委員会のアドバイザー等を選任する権限（本特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的な費用は当社の負担とする。）、(c) 当社の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本件取引の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、(d) 本件取引の取引条件に関する交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ指示や要請を行うこと等により、本件取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限を付与いたしました。

本特別委員会は、2024年12月20日から2025年5月13日までに、委員会を合計15回開催したほか、委員会外においても、電子メール等を通じて、意見表明や情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、まず、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券並びに法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。また、本特別委員会は、必要に応じ当社のアドバイザー等から専門的助言を得ることとし、本特別委員会として独自にアドバイザー等を選任しないことを確認しております。

その上で、両社に対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、両社から本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換を選択した理由、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱いに関する考え方等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けました。さらに、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券から本株式交換における対価（本株式交換比率等）の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。また、本特別委員会は、SMB C日興証券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受け、本株式交換における対価（本株式交換比率等）の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示を行う等、椿本チエインとの交渉に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、かかる経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、（i）本件取引の目的は合理的（本件取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）と認められる旨、（ii）本件取引に係る取引条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性が認められる旨、（iii）本件取引に係る手続の公

正性が認められる旨、（iv）上記（i）から（iii）を踏まえ、本件取引は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられる旨の答申書を、2025年5月13日付で、当社取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要は、以下のとおりです。

（i）本件取引の目的の合理性（本件取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）

当社及び樺本チエインが想定している本件取引の事業上のシナジーとしては、海外ビジネスの拡大、既存事業におけるクロスセル、新規事業・共同開発などがあり、特に、樺本チエインのビジネス基盤を活用した当社の海外ビジネスの拡大や、当社の二輪事業製品及び一般産業用シールチェーンを始めとした開発製品のつばきグループの販売網を活用した販売拡大については、当社の収益性の拡大に繋がる可能性が高く、当社及び樺本チエインにおいても当該事実を認識している。また、当社としては、本件取引を通じて、2024年5月14日付で公表したDID MUGENDAI SMILE VISION 2035及び第13次中期経営計画の達成確度を高めるとともに、上場維持に係る業務負担及びコストを削減できると認識している。

当社において、上記の各シナジーが実現できた場合、当社が認識している事業課題・経営課題の解決に繋がり、ひいては当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えられる。

また、当社において、現時点で本件取引と比肩するような、当社の企業価値を向上させる資本政策は現実的には認められず、本件取引の相手方についても上記の各事業シナジーを実現するにあたっては樺本チエインが適切なパートナーであると考えられるため、本件取引は、当社の企業価値の向上の観点から、他に検討し得る資本政策と比較しても優位性を有する取引であると考えられる。

一方で、本件取引により当社が上場廃止となることに伴い、当社の経営の自由度が狭められること、当社の取引先に対する影響、今後の資金調達手段への影響、コンプライアンス体制の弱体化、今後の人材採用への影響、既存従業員の士気等に対する影響などが想定され得るが、本件取引を通じて当社が東京証券取引所プライム市場に上場する樺本チエインのグループ会社の1社となること等を踏まえると、いずれについてもその影響は限定的であると考えられる。

以上を総合的に考慮すると、本件取引は当社の企業価値向上に資するものであり、本件取引の目的は合理的と認められる。

（ii）本件取引に係る取引条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性

本株式交換比率は、下記（iii）のとおり公正性を担保する措置を講じた上で、本株式交換比率の提案、決定といった重要な局面においては、本特別委員会の意見や指示を受けながら交渉していることが認められる。そのため、本株式交換の条件に

関する交渉過程は、公正な手続の下、企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本株式交換が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況を確保できていたものと認められる。

また、本株式交換比率は、ＳＭＢＣ日興証券による株式交換比率の算定結果のうち、市場株価基準法の算定レンジの上限を上回り、類似企業比較法の算定レンジの範囲内でその中央値を上回り、ＤＣＦ法の算定レンジの範囲内であることが認められ、ＳＭＢＣ日興証券による株式交換比率の算定結果に照らし合理的な水準にあるといえる。また、本株式交換比率は、本件取引と類似する株式交換による完全子会社化の事例を相当程度上回るのみならず、本件取引と類似する公開買付けによる完全子会社化の事例におけるプレミアム水準に照らして相応な水準と評価することができる。さらに、本株式交換比率のプレミアムを当社の基準日の終値ベースに換算すると、過去３年９ヶ月の当社の株価の終値ベースでの最高値を超える水準であることが認められる。

以上のほか、本件取引のスキームを株式交換の手法とすることについても、他の考えられる手法と比較して、当社の一般株主に対して本件取引のシナジーによる企業価値の向上を経済的に享受する機会を提供できる手法であることなどを踏まえると、合理性が認められる。

以上を総合的に考慮すると、本件取引に係る取引条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性は確保されていると認められる。

（iii）本件取引に係る手続の公正性

当社は、本件取引の検討において、本株式交換に係る交渉過程の手続の公正性を担保するために、次のような措置を採っていることが認められる。

当社は、本株式交換比率を含む本株式交換の条件に係る具体的な交渉に入るより以前の時期において、椿本チエインからの独立性及び本件取引からの独立性が確保された特別委員で構成される本特別委員会を設置している。本特別委員会は、ＳＭＢＣ日興証券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所から必要に応じてその専門的助言を受け、適切に本件取引に関する情報を取得した上で、本株式交換比率に関する交渉過程に実質的に関与していたことが認められる。

当社においては、ＳＭＢＣ日興証券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所といった両社から独立した外部専門家から専門的助言等を取得した上で、本件取引の手続の公正性や取引条件の妥当性について慎重な検討・判断過程を経ている。また、当社における意思決定プロセスにおいて、公正性に疑義のある点は見当たらない。

当社の株主においては、本株式交換に係る適時開示書類により、法令や東京証券取引所の適時開示規制に沿った開示が予定されており、取引条件の妥当性等及び本件取引を通じて、買収後の企業グループとしての価値（対価株式の価値）が中長期

的に向上するかといった観点からの判断のために必要とされる情報が提供されているといえる。また、本株式交換に反対又は本株式交換比率に反対である当社の株主には、会社法上の株式買取請求権（及びそれに基づく価格決定の申立てを行う権利）が認められているため、強圧性を排除するための対応が行われていると認められる。

本件取引においては、いわゆる積極的なマーケット・チェックは行われていないが、間接的なマーケット・チェックが機能しており、マーケット・チェックの観点からも公正性に疑義を生じさせる点は認められない。

以上を総合的に考慮すると、当社において、本株式交換の公正性を担保するために必要な合理的な措置を講じているといえ、本件取引に係る手続の公正性は確保されていると認められる。

(iv) 上記（i）から（iii）を踏まえ、本件取引が当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか

上記（i）から（iii）を総合的に考慮すると、本件取引は当社の少数株主にとって不利益でないと認められる。

(エ) 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

2025年5月14日開催の当社取締役会では、当社取締役の全員にて審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。なお、当社取締役のうち、椿本チエインとの間に利害関係を有している取締役はおりません。

(4) 株式交換完全親会社である椿本チエインの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する椿本チエインの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、椿本チエインが適当に定めるものといたします。かかる取扱い、椿本チエインの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) 株式交換完全親会社である椿本チエインの定款の定め

椿本チエインの定款は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.did-daido.co.jp/>）及び東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載しております。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

椿本チエイン株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

椿本チエイン株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社）において取引の媒介、取次ぎ等が行われています。

③ 交換対価の譲渡その他の処分の制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2025年5月14日）の前営業日（2025年5月13日）を基準として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における椿本チエイン株式の終値の平均は、それぞれ1,721円、1,819円及び1,851円です。

また、椿本チエイン株式の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

(4) 株式交換完全親会社である椿本チエインの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

椿本チエインは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 株式交換に係る新株予約権の定め の 相当性に関する事項

該当事項はありません。

6. 計算書類に関する事項

(1) 椿本チエインの最終事業年度に係る計算書類等の内容

椿本チエインの最終事業年度（2025年3月期）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.did-daido.co.jp/>) 及び東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) に掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

① 当社

(ア) 本経営統合契約及び本株式交換契約の締結

当社は、2025年5月14日付の取締役会決議により、当社及び椿本チエインとの間で経営統合を実施すること及び椿本チエインを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、同日、両社間で本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の概要は、上記2.「株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

(イ) 自己株式の消却

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

② 椿本チエイン

(ア) 本経営統合契約及び本株式交換契約の締結

椿本チエインは、2025年5月14日付の取締役会決議により当社及び椿本チエインとの間で経営統合を実施すること及び椿本チエインを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、同日、両社間で本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の概要は、上記「2. 株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

(イ) 自己株式の取得

椿本チエインは、2025年5月14日付の取締役会決議において、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。2025年6月2日から2025年12月30日までの期間において、椿本チエイン株式6,500,000株（上限）を取得価額100億円（上限）で取得する予定です。

(ウ) 特別利益の計上

椿本チエインは、2025年5月14日付の取締役会決議において、椿本チエインが保有する投資有価証券の一部を売却することを決議いたしました。当該投資有価証券売却益約47億円（見込み）を、2026年3月期において、特別利益に計上する見込みです。

以上

事業報告

(2024年 4月 1 日から
2025年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期における我が国経済は、雇用や所得環境の改善に伴い、緩やかな回復基調で推移しました。しかし、国際情勢の不安定さや米国通商政策の動向、物価上昇率の高さやエネルギー価格の高止まりなどが重なり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、エネルギー価格や人件費等のコスト上昇を価格転嫁することで採算性の改善に努めてまいりました。また、本社生産拠点の再編・拡張工事や基幹システムの刷新に向けた取り組みを継続して行うなど、将来を見据えた抜本的な構造改革を推進すると共に、事業領域の拡大と新規事業の創出に向けた活動を推進してまいりました。

その結果、売上高につきましては、57,515百万円（前期比2.6%増）となりました。利益面につきましては、エネルギー価格や人件費等のコスト上昇分の価格転嫁が奏功し、連結営業利益は1,382百万円（前期比508.3%増）、連結経常利益は1,434百万円（前期比84.2%増）と大幅に改善しました。当期は減損損失を計上したものの、投資有価証券売却益の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は1,192百万円（前期比247.8%増）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

〔日本〕

外部顧客への売上高は26,269百万円（前期比0.3%減）、営業損失は3百万円（前期は602百万円の営業損失）となりました。売上高については、国内完成車メーカーによる在庫調整の影響で二輪車用アルミリムの受注が低迷したことに加え、海外向けトラクターの販売不振による農機用ホイールの受注が減少したことなどが主な減収要因であります。一方で、価格転嫁による原価改善の効果もあり、利益面では前期比で大きく改善したものの、製品不具合に伴う交換費用の引当が発生したため、最終的には営業損失を継続する結果となりました。

〔アジア〕

外部顧客への売上高は18,146百万円（前期比6.8%増）、営業利益は806百万円（前期比103.7%増）となりました。円安の影響に加え、インド・中国・インドネシアにおける完成車メーカー向け二輪車用チェーンの受注が好調であったことから、売上高が増加しました。さらに、価格転嫁による利益改善効果も加わり、営業利益の増加に寄与しました。

〔北米〕

外部顧客への売上高は3,140百万円（前期比7.2%増）、営業利益は87百万円（前期比92.3%増）となりました。米国の金融政策や政治情勢の不透明感から産業機械用チェーンの受注は減少しましたが、円安の影響と補修市場向け二輪車用チェーンの好調な受注が業績改善に貢献しました。

〔南米〕

外部顧客への売上高は5,207百万円（前期比4.2%増）、営業損失は9百万円（前期は99百万円の営業利益）となりました。完成車メーカー向け及び補修市場向けともに、二輪車用チェーンの受注は堅調に推移し、売上高は前年同期を上回りました。一方で、干ばつの影響による物流費の増加に加え、現地競合企業の台頭により産業機械用チェーンにおける価格競争が激化したことから、利益を圧迫し、営業損失を計上する結果となりました。

〔欧州〕

外部顧客への売上高は4,753百万円（前期比0.6%減）、営業利益は465百万円（前期比10.8%増）となりました。売上高は、円安の進行及び産業機械用チェーンにおけるグループ内商流の再編が寄与し改善を見せましたが、完成車メーカーの減産の影響などにより、二輪車用チェーンの受注が低調に推移した結果、前期並みとなりました。利益面では、価格転嫁による利益改善効果もあり、増益となりました。

② 設備投資等の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は3,921百万円で、その主な内訳は、当社本社工場における鋼材倉庫の建設、当社及び海外子会社の設備の更新・増強等でありま

③ 資金調達の状況

当社グループの所要資金は、自己資金及び借入金によって賄っております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 129 期 2021年 4 月 1 日から 2022年 3 月31日まで	第 130 期 2022年 4 月 1 日から 2023年 3 月31日まで	第 131 期 2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで	第 132 期 (当連結会計年度) 2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで
売 上 高 (百万円)	49,847	55,054	56,041	57,515
営 業 利 益 (百万円)	2,707	1,379	227	1,382
経 常 利 益 (百万円)	3,119	1,652	778	1,434
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は (百万円) 当 期 純 損 失 (△)	2,347	△257	342	1,192
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	215.11	△23.88	32.55	116.65
総 資 産 (百万円)	71,490	73,029	79,121	77,803

(注) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を第132期の期首から適用しており、第132期に係る数値等については、当該会計基準等を適用した後の数値等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (2025年 3 月31日現在)

セグメント	会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日 本	株式会社大同ゼネラルサービス	30 百万円	100.00%	陸上運送業、石油製品、化学薬品、包装資材の販売、損害保険代理業、自動車の整備・販売
	新星工業株式会社	370 百万円	77.27	各種鋼線の熱処理、伸線の製造・販売、受託加工
ア ジ ア	大同鏈条（常熟）有限公司	4,100 千 米ドル	100.00	コンベヤ、チェーンの製造・販売
	D.I.D PHILIPPINES INC.	120 百 万ペソ	100.00	チェーン等の製造・販売
	P.T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING	13,444 千 米ドル	100.00	リム、ホイール、チェーンの製造・販売
	D.I.D VIETNAM CO.,LTD.	2,788 千 米ドル	100.00	チェーン等の製造・販売

セグメント	会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
アジア	DID MALAYSIA SDN. BHD.	1百万 リギット	100.00% (100.00)	チェーン等の販売
	DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.	325百万 バーツ	51.00	チェーン等の製造・販売
	D.I.D ASIA CO.,LTD.	10百万 バーツ	100.00	チェーン等の販売
	INTERFACE SOLUTIONS CO.,LTD.	100百万 バーツ	59.09	物流システム、各種搬送 設備等の製造・販売
	INTERFACE SYSTECH CO.,LTD.	21百万 バーツ	50.23 (50.23)	精密機械搬送設備等の 製造・販売
	DAIDO INDIA PVT.LTD.	918百万 ルピー	100.00 (1.09)	チェーン等の製造・販売
北米	DAIDO CORPORATION OF AMERICA	6,400千 米ドル	100.00	チェーンの製造・販売、 リム、ホイール等の販売
南米	DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.	31百万 レアル	100.00	チェーン、コンベヤの 製造・販売
	DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.	31百万 レアル	100.00	チェーン等の製造・販売
欧州	DID EUROPE S.R.L.	510千 ユーロ	100.00	チェーン、リム等の販売

(注) 1. 議決権比率の（ ）内は、当社の間接所有割合で内数であります。

2. 2024年5月において、D.I.D VIETNAM CO.,LTD.が453千米ドルの増資を実施した結果、同社の資本金は2,788千米ドルとなりました。なお、同社の増資金額を当社が引き受けたため、当社の議決権比率（100.00%）に変更はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「『伝える』『運ぶ』を究める実行力で、世界に大同ならではの笑顔を広げます」という会社方針のもと、2024年に長期ビジョン「DID MUGENDAI SMILE VISION 2035」を発表いたしました。あわせて第13次中期経営計画を策定しており、2025年度はその2年目にあたります。

この中期経営計画では、今後の事業拡大に向けた「稼ぐ力」の強化、すなわち利益創出の仕組みづくりに注力しています。3カ年の計画期間中に事業課題を確実に解決し、創立100周年に向けた成長の基盤を築くとともに、持続可能な社会の発展に貢献してまいります。

■既存事業領域

自動車・二輪車・産業用分野で培った技術力を活かし、さらなる拡販と収益改善を推進します。高度塑性加工や表面処理などの強みを磨き、お客様の期待に応える製品を提供してまいります。

■新事業領域

既存事業で培った技術をもとに、物流・農業分野など新たな事業領域への挑戦を検討しています。今後、事業化に向けた可能性を見極め、拡大を図ってまいります。

■株主還元方針

株主の皆様への利益還元を経営上の重要施策と位置づけ、安定配当の維持を基本としつつ、業績や経営環境、中長期的な財務体質の強化を踏まえ柔軟な対応を行ってまいります。株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

下記製品の製造及び販売等を行っております。

事業区分	主要な事業内容	セグメント
チェーン関連事業	二輪車用、四輪車用、産業機械用（立体駐車装置用、事務機用、農業機械用、水処理装置用、工作機械用、建設機械用、コンベヤ用）	日本、アジア、北米、南米、欧州
コンベヤ関連事業	環境関連設備用、製鉄用、セメント用、四輪車搬送設備用、港湾設備用、鋁業用、化学用、精密機械用、その他産業設備合理化用	日本、アジア、南米
リムホイール関連事業	二輪車用リム、農業機械用ホイール、バギー用ホイール、二輪車用スポーク・ボルト	日本、アジア、北米、欧州
その他の事業	専用機械、工具類、階段昇降装置、製品の部品及び材料	日本

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社

本 社	石川県加賀市熊坂町イ197番地
支 社	東京支社（東京都中央区）
営 業 所	札幌営業所（北海道札幌市東区） 栃木営業所（栃木県宇都宮市） 浜松営業所（静岡県浜松市北区） 名古屋営業所（愛知県名古屋市中村区） 大阪営業所（大阪府大阪市中央区） 西日本営業所（福岡県福岡市博多区） 熊本営業所（熊本県菊池市）
工 場	本社工場（石川県加賀市） 福田工場（石川県加賀市） 動橋工場（石川県加賀市）

（注）栃木営業所及び浜松営業所につきましては、2025年4月16日に閉鎖しております。

栃木営業所の業務については東京支社に、浜松営業所の業務については名古屋営業所にそれぞれ移管しております。

② 重要な子会社

セグメント	会 社 名	所 在 地
日 本	株式会社大同ゼネラルサービス	石川県加賀市
	新星工業株式会社	愛知県名古屋市中川区
ア ジ ア	大同鏈条（常熟）有限公司	中国
	D.I.D PHILIPPINES INC.	フィリピン
	P.T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING	インドネシア
	D.I.D VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム
	DID MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア
	DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.	タイ
	D.I.D ASIA CO.,LTD.	タイ
	INTERFACE SOLUTIONS CO.,LTD.	タイ
	INTERFACE SYSTECH CO.,LTD.	タイ
	DAIDO INDIA PVT.LTD.	インド
北 米	DAIDO CORPORATION OF AMERICA	アメリカ
南 米	DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.	ブラジル
	DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.	ブラジル
欧 州	DID EUROPE S.R.L.	イタリア

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
日本	950 (156)名	6名増
アジア	1,093 (419)	40名減
北米	46 (2)	1名減
南米	352 (46)	12名増
欧州	13 (5)	3名減
合計	2,454 (628)	26名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（定年後再雇用社員、派遣社員等）数は()内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
833(129)名	15名増	37.4歳	13.6年

(注) 従業員数は就業人員です。臨時雇用者（定年後再雇用社員、派遣社員等）数は、()内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社北國銀行	7,448百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,817
株式会社みずほ銀行	2,623

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年5月14日付の取締役会決議により、当社及び株式会社椿本チエイン（以下「椿本チエイン」といい、当社と椿本チエインを総称して、以下「両社」といいます。）との間で経営統合を実施すること及び椿本チエインを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、同日、両社間で経営統合契約及び株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換は、本株主総会の決議による本株式交換の承認を得た上で、日本及びタイにおいて適用がある競争法に基づく関係当局の承認等を条件として、2026年1月1日を効力発生日として行われる予定です。

これらの結果、株式会社椿本チエインは当社の完全親会社となり、完全子会社となる当社は、2025年12月29日に株式会社東京証券取引所スタンダード市場において、上場廃止（最終売買日は2025年12月26日）となる予定です。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,924,201株（自己株式775,205株を含む）
- ③ 株主数 4,939名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社 飯田	709千株	6.99%
株式会社 北國銀行	503	4.96
日本生命保険相互会社	275	2.71
加賀商工有限会社	262	2.59
株式会社 みずほ銀行	258	2.55
株式会社 三菱UFJ銀行	258	2.55
新家 萬里子	257	2.54
L G T B A N K L T D	247	2.44
P B G C L I E N T S S G	242	2.39
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	227	2.24

- (注) 1. 当社は、自己株式を775,205株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	交付した株式の数	交付された者の人数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	普通株式 14,243株	4名

⑥ その他の株式に関する重要な事項

2024年7月31日開催の取締役会決議に基づき、当事業年度において、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	当社普通株式 228,100株
株式の取得価額の総額	209,852,000円
取得日	2024年8月1日
取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3） による買い付け

(2) **新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	新家 康三	
代表取締役社長	新家 啓史	執行役員 CEO DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.取締役会長
常務取締役	眞田 昌則	執行役員 管理本部長
取締役	石村 外志雄	執行役員 産機事業本部長
取締役 (監査等委員・常勤)	梶谷 清浩	
取締役 (監査等委員)	坂下 清司	北陸監査法人 代表社員 小松マテール株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	武市 祥司	金沢工業大学 情報フロンティア学部 経営情報学科 教授
取締役 (監査等委員)	山本 美帆	株式会社COCOROE 代表取締役
取締役 (監査等委員)	秋元 潤	株式会社IHI 航空・宇宙・防衛事業領域 企画 管理部長

(注) 1. 取締役（監査等委員）坂下清司氏、武市祥司氏、山本美帆氏及び秋元潤氏は、社外取締役であります。

2. 当社は、社外取締役である坂下清司氏、武市祥司氏、山本美帆氏及び秋元潤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 梶谷清浩氏は、当社の技術部門、製造部門及び品質部門等における多様な業務経験とものづくりの中核を担ってきた実績を有しており、これらの豊富な経験と知識を活かし、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員）坂下清司氏は、公認会計士として長年培われた財務及び会計に関する専門的な知識を有しております。
5. 取締役（監査等委員）坂下清司氏は、2025年6月20日付で小松マテール株式会社が監査等委員会設置会社に移行予定であることに伴い、同日付で同社の社外監査役を退任し、同時に同社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定です。
6. 取締役（監査等委員）秋元潤氏は、2025年4月1日付で株式会社IHIの執行役員 航空・宇宙・防衛事業領域 副事業領域長に就任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 補償契約の概要等
該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事項が定められており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

⑤ 取締役の報酬等

1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百 万 円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非 金 銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	171 (-)	147 (-)	13 (-)	10 (-)	6 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	36 (19)	36 (19)	-	-	6 (5)
合 計 (うち社外役員)	207 (19)	183 (19)	13 (-)	10 (-)	12 (5)

(注) 1. 上表には、2024年6月25日開催の第131期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名 (うち社外取締役1名) を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第127期定時株主総会において年額3億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、7名です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第127期定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、4名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2024年6月25日開催の第131期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬の額として年額6千万円以内、株式数の上限を年5万株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名です。

3) 業績連動報酬に関する事項

当社の業績連動報酬に係る指標は、事業年度毎の業績向上への意欲を高め、その成果を適切に反映するため、前事業年度の連結経常利益の額を指標とし、前事業年度の連結経常利益の額に、取締役会にて決定する一定の比率を乗じて支給総額を算出しております。当事業年度において指標とした連結経常利益の実績は778百万円であります。

4) 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「6) 二. 非金銭報酬の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等の付与の時期に関する方針を含む。）」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.

(1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

5) 譲渡制限付株式報酬制度に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の非金銭報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を用いた株式報酬としております。付与する譲渡制限付株式の数は、各当該取締役の役位、職責等に応じて決定し、在職中、毎年一定の時期に支給します。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、固定報酬のみとしております。

- 6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、⑤において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会にて決議しております。

また、当社の取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬について、代表取締役社長による報酬の内容の決定方法等を確認しており、当社が決定した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、次のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役の個人別の報酬等については、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、固定報酬及び業績連動報酬等としての金銭並びに非金銭報酬にて構成するものとする。なお、業績連動報酬等及び非金銭報酬は、取締役を支給対象とする。

- ロ. 基本報酬に係る取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等の付与の時期に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、各取締役の役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら、総合的に勘案して決定し、在職中に定期的に支給する。

- ハ. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額の算定方法の決定に関する方針（報酬等の付与の時期に関する方針を含む。）

当社の取締役の業績連動報酬等は、事業年度毎の業績向上への意欲を高め、その成果を適切に反映するため、前事業年度の連結経常利益の額を指標とし、前事業年度の連結経常利益の額に、取締役会にて決定する一定の比率を乗じて支給総額を算出する。その上で、当該支給総額を配分した各取締役の個人別の業績連動報酬等の額については、各当該取締役の役位、職責、在任年数等に応じて決定し、在職中、毎年一定の時期に支給する。

- ニ. 非金銭報酬の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等の付与の時期に関する方針を含む。）

当社の取締役の非金銭報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を用いた株式報酬とする。付与する譲渡制限付株式の数は、各当該取締役の役位、職責等に応じて決定し、在職中、毎年一定の時期に支給する。

- ホ. 固定報酬の額、業績連動報酬等及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の固定報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、他社水準等も参考にしつつ、業績向上への適切なインセンティブとなるように決定する。

へ. 個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する方針

当社の取締役の個人別の固定報酬の額、上記ハ. に基づき算定された業績連動報酬等の支給総額を配分した個人別の業績連動報酬等の額及び上記ニ. に基づき算定された非金銭報酬の額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が委任を受けるものとする。代表取締役社長は、個人別の固定報酬の額については、各取締役の役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら、総合的に勘案して決定し、個人別の業績連動報酬等及び非金銭報酬の額については、各取締役の役位、職責、在任年数等に応じて決定する権限を有するものとする。

7) 取締役の個人別の報酬等の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長執行役員CEO新家啓史に対し、各取締役の固定報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

⑥ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- イ. 取締役（監査等委員）坂下清司氏は、北陸監査法人の代表社員、小松マテーレ株式会社の社外監査役であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ロ. 取締役（監査等委員）武市祥司氏は、金沢工業大学情報フロンティア学部経営情報学科の教授であります。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ハ. 取締役（監査等委員）山本美帆氏は、株式会社COCOROE代表取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ニ. 取締役（監査等委員）秋元潤氏は、株式会社IHI 執行役員 航空・宇宙・防衛事業領域副事業領域長 兼企画管理部長であります。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

2) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

役 氏 職 名	取 締 役 会	監 査 等 会 員	主な活動状況及び社外取締役・監査等委員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 坂下清司	15/15回 (100%)	11/11回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席いたしました。 坂下清司氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識と経験に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督や助言など社外取締役としての役割・責務を十分に発揮しております。
取締役（監査等委員） 武市祥司	15/15回 (100%)	11/11回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席いたしました。 武市祥司氏は、大学の工学系学部の教授職を長年務めており、当社の事業分野にも通ずる豊富な知識と経験に基づき、当社の経営に対する適切な助言や監督など社外取締役としての役割・責務を十分に発揮しております。
取締役（監査等委員） 山本美帆	11/11回 (100%)	8/8回 (100%)	2024年6月25日の取締役（監査等委員）就任以降、当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席いたしました。 山本美帆氏は、ソーシャルデザインの分野でパイオニアとして知られ、イギリスの大学院大学で社会貢献とサステナビリティを学び、国際的な視野を持つ専門家として、当社の事業分野にも通ずる豊富な知識と経験に基づき、当社の経営に対する適切な助言や監督など社外取締役としての役割・責務を十分に発揮しております。
取締役（監査等委員） 秋元 潤	11/11回 (100%)	8/8回 (100%)	2024年6月25日の取締役（監査等委員）就任以降、当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席いたしました。 秋元潤氏は、豊富なグローバル経営経験を持ち、その経験と知見は当社の経営に対する適切な助言や監督など社外取締役としての役割・責務を十分に発揮しております。

（注）本事業報告中に記載の金額及び株式数は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	37,725	流 動 負 債	17,650
現金及び預金	8,711	支払手形及び買掛金	7,687
受取手形	3,230	短期借入金	5,451
売掛金	8,927	リース債務	151
契約資産	125	未払法人税等	250
商品及び製品	5,979	契約負債	172
仕掛品	4,600	賞与引当金	524
原材料及び貯蔵品	4,150	役員賞与引当金	10
その他の	2,112	製品保証引当金	133
貸倒引当金	△112	受注損失引当金	37
		災害損失引当金	140
		その他の	3,092
固 定 資 産	40,039	固 定 負 債	23,365
有 形 固 定 資 産	22,295	社 債	5,700
建物及び構築物	6,938	長期借入金	12,182
機械装置及び運搬具	8,526	リース債務	1,102
土地	4,028	繰延税金負債	1,499
リース資産	478	退職給付に係る負債	2,641
建設仮勘定	1,307	長期未払金	177
その他の	1,016	その他の	62
無 形 固 定 資 産	222	負 債 合 計	41,016
ソフトウェア	209	純 資 産 の 部	
その他の	13	株 主 資 本	21,292
投資その他の資産	17,521	資 本 金	3,536
投資有価証券	16,715	資 本 剰 余 金	3,273
繰延税金資産	324	利 益 剰 余 金	15,105
その他の	830	自 己 株 式	△622
貸倒引当金	△349	その他の包括利益累計額	9,430
繰 延 資 産	38	その他有価証券評価差額金	5,825
社 債 発 行 費	38	為 替 換 算 調 整 勘 定	3,157
		退職給付に係る調整累計額	447
		非 支 配 株 主 持 分	6,064
資 産 合 計	77,803	純 資 産 合 計	36,787
		負 債 純 資 産 合 計	77,803

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	57,515
売上原価	46,379
売上総利益	11,136
販売費及び一般管理費	9,753
営業利益	1,382
営業外収益	
受取利息	74
受取配当金	546
持分法による投資利益	197
その他	162
営業外費用	
支払替利息	392
その他	384
経常利益	151
特別利益	929
固定資産売却益	
投資有価証券売却益	10
災害損失引当金戻入	637
特別損失	65
固定資産除却損	50
減損損失	305
災害による損失	17
税金等調整前当期純利益	373
法人税、住民税及び事業税	1,774
法人税等調整額	650
当期純利益	△108
非支配株主に帰属する当期純利益	1,231
親会社株主に帰属する当期純利益	39
	1,192

トピックス

能登半島災害ボランティア活動



当社は石川県に根ざす企業として、震災からの復興を自分たちの課題と捉え、従業員に支援活動への参加を呼びかけました。その想いに応えるかたちで、11月25・26日、12月10～11日、4日間にわたり、延べ43名が現地での泥出しや清掃などのボランティア活動に参加しました。実際に被災地を訪れ、そこに暮らす方々の声に耳を傾け、手を動かし、心を寄せる体験は、私たち一人ひとりにとって大きな学びであり、人として、そして企業人としての成長につながる貴重な時間となりました。こうした活動は、当社が重視する“人”への投資であり、社員の共感力や行動力の醸成という形で人的資本経営の根幹を支えるものです。これからも、地域と共に歩み、社会に必要とされる企業であり続けることを目指してまいります。

車いすラグビーチャリティーマッチ協賛



当社は2025年4月27日、加賀体育館で開催された「能登半島地震復興支援 車いすラグビーチャリティーマッチ in 石川・加賀市」に協賛いたしました。予てから一般社団法人日本車いすラグビー連盟のオフィシャルサポーターとして、パラスポーツの普及と共生社会の実現に取り組み、多様な価値観や生き方が尊重され、誰もが自分らしく輝ける社会のために、継続的な支援を行っております。当日は、当社の従業員もボランティアスタッフとして参加し、運営サポートや来場者対応などを通じて、イベントを支えました。人と人とのあたたかなふれあいや、共に支え合う喜びを実感する貴重な機会となりました。

このような活動の一つひとつが、当社が掲げる「地球のすみずみまで、笑顔と笑顔がつながる社会へ」というビジョンの実現につながっていると信じています。私たちはこれからも、地域と共に歩みながら、笑顔の輪を広げてまいります。



トピックス

■ 金沢大学インターン生による「アップサイクルアート制作」を実施



当社は、長期ビジョン「DID SMILE VISION 2035」に基づき、持続可能な事業創造を目指しています。また、「技術に尽くし、つくるに尽くし、社会に尽くす」というミッションを掲げ、社会貢献を追求しています。企業活動の中で生まれる廃材の活用を、ESGの観点においては重要な課題として捉え、まず“人”の意識が変わることが持続可能な企業活動の第一歩だと考えています。今回は、生産過程で発生した廃材（アルミリム、樹脂部品、各種チェーン等）をアートとして再生し、新たな価値を創出しました。さらに、金沢大学融合学域との連携で、実践インターンシップを通じて、文系・理系など異なるバックグラウンドを持つ学生たちと共に創造的な作品づくりを行い、持続可能な未来に向けた取り組みを実践しました。

これらの活動を通じて、社会と環境への責任を果たす企業として、持続可能な未来への貢献を強化してまいります。



■ 奥川恭伸野球教室開催



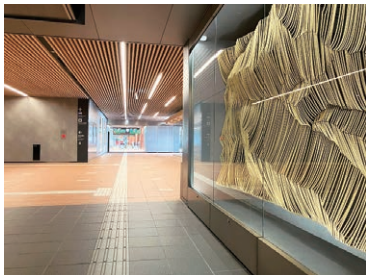
当社は、スポーツを通じて勇気や感動を届ける東京ヤクルトスワローズ・奥川恭伸投手を、同じく石川県に拠点を置く企業として応援したく、2022年よりスポンサー契約を締結しております。

2025年1月7日、当社は東京ヤクルトスワローズ・奥川恭伸投手を招き、「野球教室」を開催いたしました。昨年度は能登半島地震の影響により開催を見送ることとなりましたが、今年は再び、地域の皆さまと共に奥川投手へ直接エールを送れる機会を設けることができました。当日は、加賀市内の学童野球クラブ5チームおよび当社従業員のご家族、約130名の小学生が参加し、奥川投手から熱心な指導を受けました。子どもたちは、真剣なまなざしで投球や守備のアドバイスに耳を傾け、夢に向かって一步を踏み出す貴重な時間となりました。

また、最後には参加した子どもたちから奥川投手へ贈る応援メッセージ動画が上映され、子どもたちからのまっすぐな言葉に会場は温かな感動に包まれました。涙を浮かべる方も多く、心に残るひとときとなりました。

当社はこれからも奥川投手を応援し続けてまいります。

■ 加賀温泉駅交流施設に当社チェーンを使ったオブジェが設置



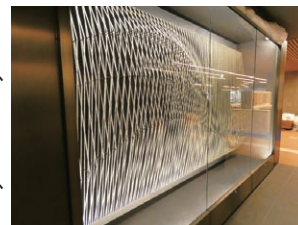
2024年12月1日に北陸新幹線・加賀温泉駅内にオープンした、にぎわい交流施設「ゆのまち加賀」において、地元の伝統工芸や基幹産業が紹介されており、当社のチェーンが展示オブジェの一部に採用されました。この施設では、加賀市を代表する工業製品であるチェーンを用い、加賀の自然や風土をアートとして表現しています。さらに、30分に1回、加賀の四季の移ろいが映像演出として映し出され、訪れる人々に豊かな地域の魅力を感じていただける空間となっています。

地域と共に歩む企業として、当社の製品がこうした場に活かされたことを誇りに思うとともに、まちづくりを盛り上げる一端を担えることに喜びを感じています。

加賀温泉駅へお越しの際は、ぜひ現地に足をお運びいただき、当社の技術と地域の美しさが調和した空間をご体感ください。

＜加賀海波鎖屏＞

加賀海岸から望む日本海の波を表現



＜加賀群峰鎖屏＞

美しい加賀の山々の風景を表現



■ 統合報告書2024を発行



2024年12月20日、当社は統合報告書を発行いたしました。創刊号となる今回は、新たに策定したフィロソフィー「DID MUGENDAI」および、それに基づく長期経営ビジョン「DID MUGENDAISMILE VISION 2035」、さらに第13次中期経営計画の内容を軸に構成しています。巻頭では代表取締役社長の新家をはじめ、取締役・執行役員がそれぞれの視点から、現状の分析や今後の方針・戦略・抱負について語っており、当社の思いと未来への意志をお伝えしています。

また、90年以上にわたる大同工業の歩みとともに、現在の事業活動、そして将来に向けた成長戦略やサステナビリティへの取り組みまで、当社の「これまで」と「これから」を一冊で俯瞰できるレポートを目指しました。

より多くの皆さまに当社の挑戦と変化をお伝えする機会として、今後も継続的に発行してまいります。

株主総会会場ご案内図



■ 会 場

石川県加賀市熊坂町イ197番地
当社 致遠館 1階大ホール

■ 交 通

IRいしかわ鉄道「大聖寺駅」下車、
徒歩で約3分です。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
単元株式数	100株
単元未満株式の 買取制度	1単元 (100株) 単元未満株式 (1から99株)
基準日	定時株主総会 3月31日 剰余金の配当 期末 3月31日 中間 9月30日 そのほか必要があるときは、あらかじめ公告 して定めた日
株主名簿管理人 (特別口座の口座管理機関)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

株主名簿管理人 事務取扱場所	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先) (インターネットHP URL)	☎ 0120-782-031 https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html
公告の方法	当社ホームページに掲載(電子公告) https://www.did-daido.co.jp/jp/index.html
上場取引所	東京証券取引所
証券コード	6373



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。